

Jネット 理事会 会則（細則）

（１）「ふるさと上越ネットワーク規約」（以下「本則」という。）に基づき、理事会の細則を以下のとおりとする。

（２）本則第６条に定める理事（２５人以内）は、Ｊネット会員でなければならない。会員でない場合は、３か月以内に入会することを条件とする。

（３）本則第８条により、理事の任期は２年とし再任を妨げない。再任に当たっては、理事会への出席状況等を考慮し、各団体・組織の代表と相談のうえ、会長が推薦する。任期の途中で理事を変更した場合、新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（４）理事の選出基準は次のとおりとする。

（a） 次の各団体・組織との連携の維持・強化に協力できる人（各１名以内）

① 上越市の各高校の同窓会の関東（東京）支部を代表する役員

② Jネットに加入している郷人会を代表する役員

③ その他連携を強化すべき団体・組織を代表する役員

（b） Jネットの発展に建設的意見を有し、積極的に協力できる人（若干名）

（５） 毎期の具体的人選は次のとおりとする。

（a） 前記（４）の（a）の人選は、各団体・組織の代表の提案により、会長の推薦とする。（各１名以内）

（b） 前記（４）の（b）の人選は、会長の推薦とする。（若干名）

（c） 推薦者は、本則第７条により、総会において選任する。

附則

この細則は、平成２９年５月２７日から施行する。